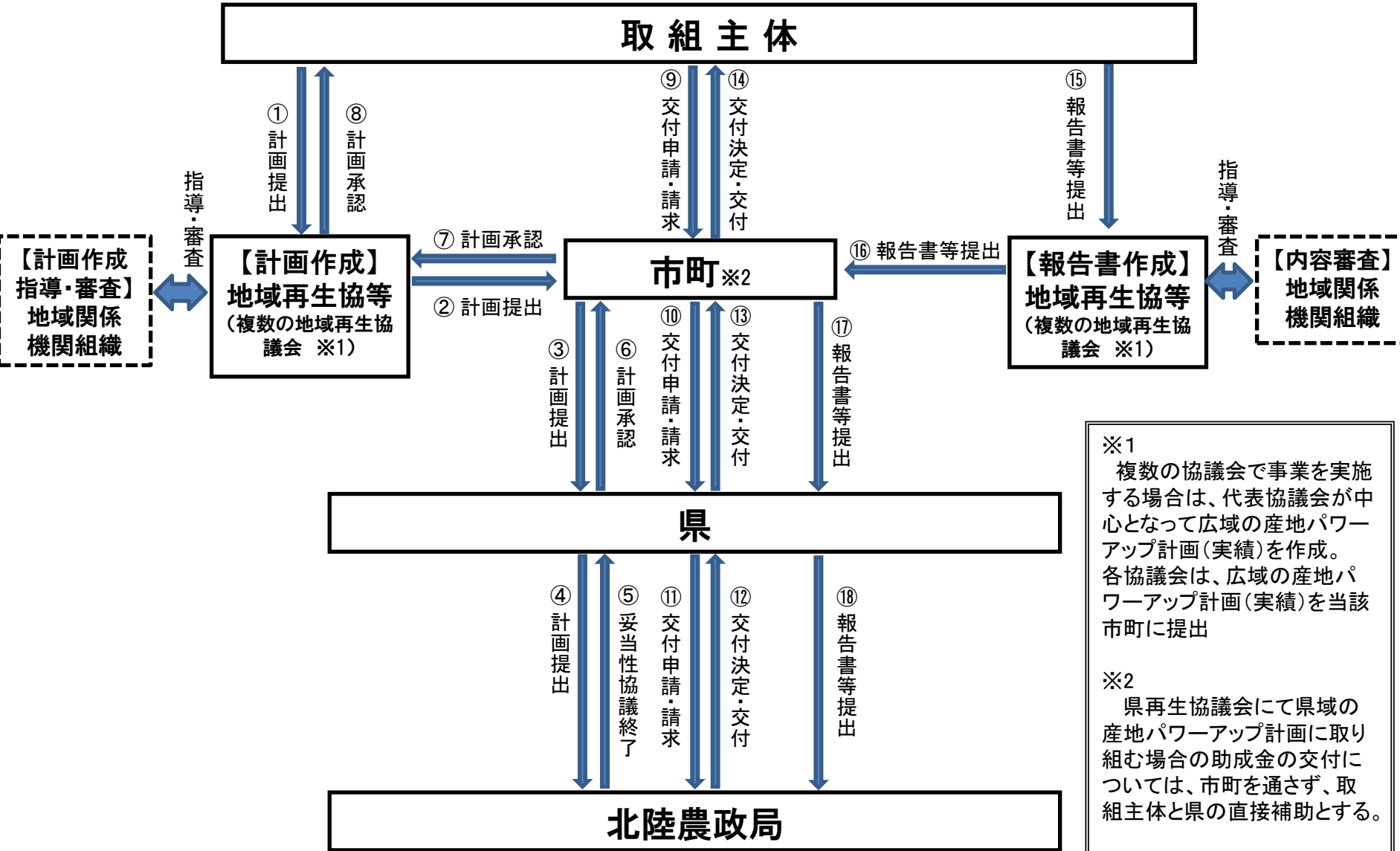


産地生産基盤パワーアップ事業の流れ(整備事業)

計画の提出・承認

助成金の交付

実施状況報告・事業評価の提出・承認



産地生産基盤パワーアップ事業の流れ(基金事業)

計画の提出・承認

助成金の交付

実施状況報告・事業評価の提出・承認

取組主体

【計画作成】
地域再生協等
(複数の地域再生協
議会 ※1)

市町※2

【報告書作成】
地域再生協等
(複数の地域再生
協会 ※1)

県

北陸農政局

基金管理団体

北陸農政局

【計画作成
指導・審査】
地域関係
機関組織

【内容審査】
地域関係
機関組織

① 計画提出

⑧ 計画承認

⑦ 計画承認

② 計画提出

③ 計画提出

⑥ 計画承認

⑩ 交付申請・請求

⑬ 交付決定・交付

⑨ 交付申請・請求

⑭ 交付決定・交付

⑮ 報告書等提出

⑰ 報告書等提出

⑯ 報告書等提出

④ 計画提出

⑤ 妥当性協議終了

⑪ 交付申請・請求

⑫ 交付決定・交付

⑱ 報告書等提出

※1
複数の協議会で事業を実施する場合は、代表協議会が中心となって広域の産地パワーアップ計画(実績)を作成。各協議会は、広域の産地パワーアップ計画(実績)を当該市町に提出

※2
県再生協議会にて県域の産地パワーアップ計画に取り組む場合の助成金の交付については、市町を通さず、取組主体と県の直接補助とする。

指導・審査

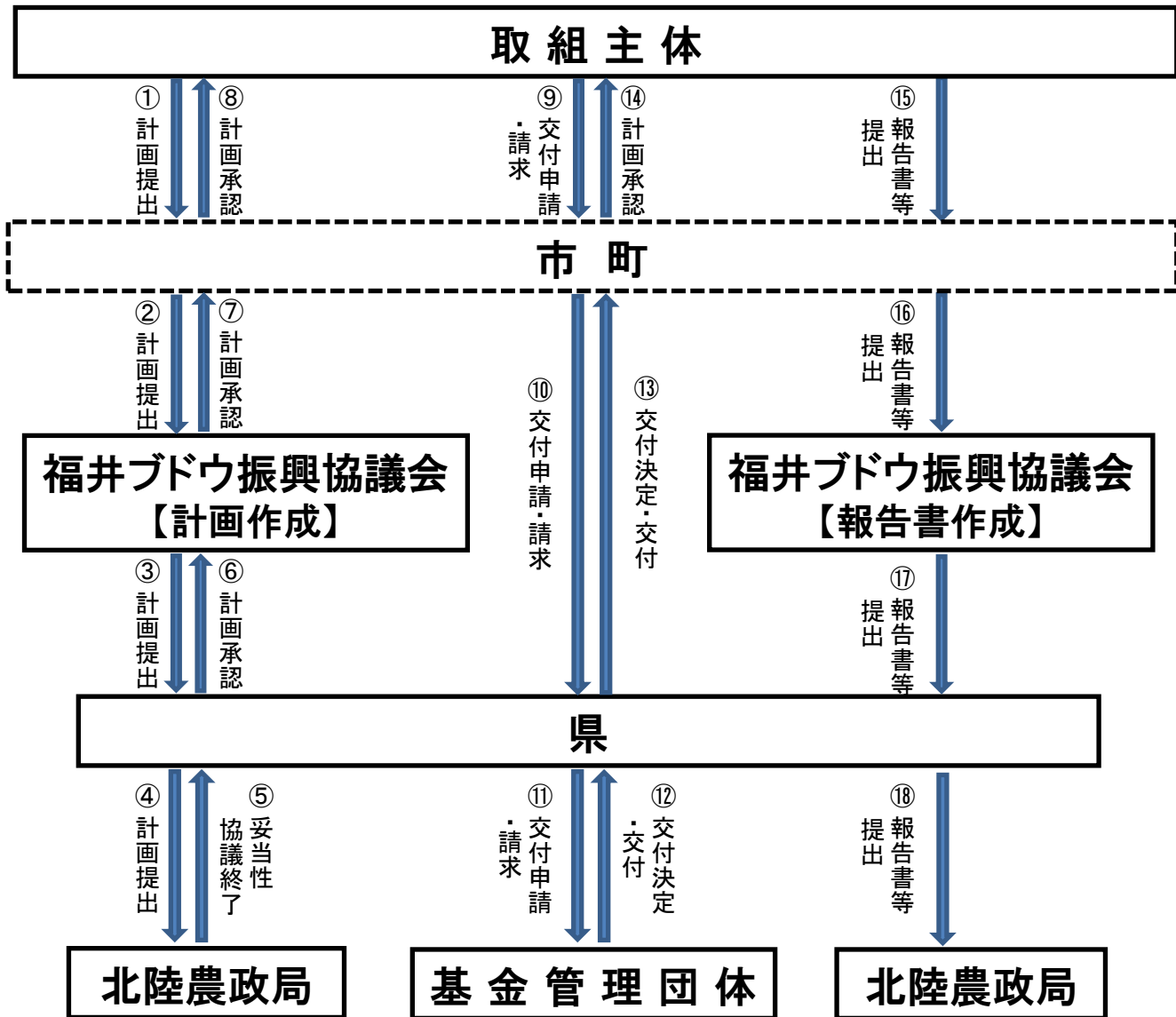
指導・審査

産地生産基盤パワーアップ事業の流れ(基金事業) (ブドウの産地パワーアップ)

計画の提出・承認

助成金の交付

実施状況報告・事業評価 の提出・承認



【①～⑧計画提出～計画承認】
取組主体は、事業計画を作成し、福井ブドウ振興協議会へ提出する。この際、取組主体を市町が補助する場合にあっては市町を経由して提出する。
福井ブドウ振興協議会は取組主体事業計画を位置付けた地域の産地パワーアップ計画を作成して県へ提出する。
県は県事業計画を作成し北陸農政局へ提出する。

【⑨～⑭交付申請～交付】
取組主体は県へ交付申請を行う。この際、取組主体を市町が補助する場合にあっては市町を経由して申請する。
県は、基金管理団体へ交付申請を行う。

【⑮～⑱報告書等提出】
①～④の流れと同様に北陸農政局へ提出する。